平成２８年（フ）第４２０号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目42番地４　レクエルドユーミー305、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前原22番地５
債務者　圓谷　　円
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市下岡本町4520番地13　みなみハイツ202号
債務者　小野裕美子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９８号
静岡市葵区西瀬名町24番57―305号、旧住所静岡県富士宮市小泉1447番地の34
債務者　大木　晴文
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２３号
静岡市駿河区向敷地879番地　ハーモニー97　205号、旧住所静岡県富士市入山瀬615番地の６
債務者　三宮　英之
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９５号
岡山市北区西辛川284番地
債務者　難波みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１６９号
東京都文京区小石川２丁目24―８―109
債務者　唐澤　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８号
熊本県人吉市西間下町127番地５
債務者　横瀬　友佑
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第６６１号
東京都小平市小川町１丁目843番地ニューサニーフラット103
債務者　清野　勝己
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８２号
静岡県磐田市豊岡4473番地１フェアリーヒルズヒビキ302
債務者　小倉　真依
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
静岡県藤枝市忠兵衛585番地の１　県営青洲団地１棟105号
債務者　小池　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
沖縄県宜野湾市長田４丁目６番11号　２Ｆ
債務者　比嘉スエ子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１７４５号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　瀧本　真一
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９３号
横浜市泉区和泉町4244番地５
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９５号
横浜市戸塚区戸塚町2552番地１　メゾンワタナベ201号
債務者　有村　裕允
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９６号
横浜市戸塚区戸塚町2552番地１　メゾンワタナベ201号
債務者　有村　敦子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部